

「税のよもやま話」

税理士

権藤 隆彦

皆様こんにちは。

今日は月見で一杯を願いながらペンをとりましたが、皆様いかがお過ごしですか。

前回は、所得税の生い立ちについて述べました。ところで、平成28年分の所得税確定申告書の提出状況を国税庁のホームページで見ますと、提出人員は21,690千人(前年は21,515千人)、平成23年分以降は横ばいで推移しています。その内訳は、申告納税額のあるもの(納税人員)637万人、所得金額40兆572億円、申告納税額3兆621億円と、いずれも前年より増加となっています。

このような所得税の申告状況の下で、やはり皆様の関心は平成29年度税制改正で示された「配偶者控除」「配偶者特別控除」の見直しだと思います。配偶者のパート収入に係る控除額です。パート収入は給与所得に該当しますので、給与所得の控除額65万円と、所得控除の基礎控除額38万円の合計103万円

をベースに取り扱われています。平成28

年分の所得税の説明は、配偶者控除額は納税者と生活を同一にする配偶者その他の親族等のうち、合計所得金額(繰越損失控除前)が38万円以下の者(但し、青色又は白色事業専従者とされる者を除く)とされ、配偶者特別控除額は上記の合計所得金額が38万円以上で76万円未満(いずれも繰越損失控除前)とされ、「38万円以下の者、および納税者の合計所得金額(繰越損失控除前)が1,000万円を超える場合、並びに青色又は白色事業専従者に該当する場合は受けられない」と注意書きされています。

ところで現状を見ますと、皆様もご存じのように、生産年齢人口の減少、最低賃金の上昇、人手不足となり経済成長を妨げることになりかねません。そこで前述の103万円の壁を見直し、従事出来る人員の確保が必要とされるの改正となりました。平成30年分からは次のように変更されます。

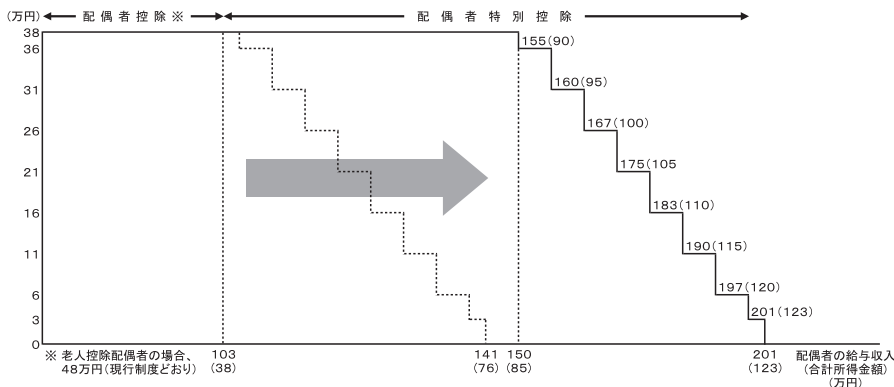
図表1 平成30年からの配偶者控除

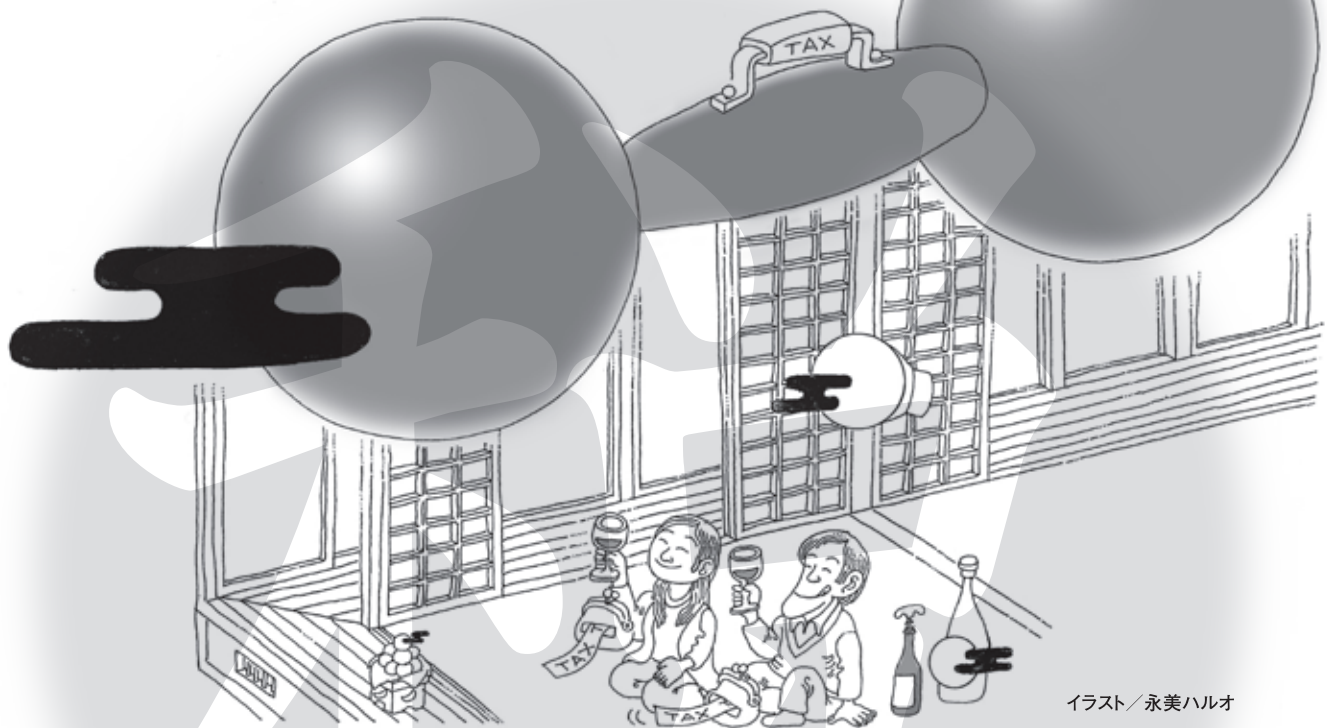
居住者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円

図表2 平成30年からの配偶者特別控除

居住者の合計所得金額	本人の合計所得金額と控除額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超
38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円
85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円

図表3 (例) 納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合(合計所得金額が900万円以下の場合)





イラスト／永美ハルオ

1 配偶者控除

控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する居住者に適用する配偶者控除は、担税力の調整の必要性から、その居住者本人の所得に応じて制限（但し合計所得金額が1,000万円を超える居住者には適用なし）され、（図表1）となります。

2 配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額は、38万円超123万円以下とされます。給与所得だけの配偶者は、給与収入201万円（改正前141万円）までであればその対象となり、そして38万円控除額が適用される配偶者の給与収入の上限額が150万円に引き上げられます（図表2、3）。

また配偶者控除と同様、配偶者特別控除についても居住者の所得に応じて（図表2）に掲げる新たな制度が設けられました。合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者特別控除の適用がありません。

我が国の所得税の納税義務者は原則個人です。申告書の提出も、夫婦間であつてもそれぞれの所得に応じて行なわれています。

夫婦間の所得税計算の制度を紹介いたします。アメリカ・ドイツ（我が国の税制は同国の制度を模範）では、有名な2分2

乗方式です。この制度は、妻が専業主婦の場合でも夫の所得を夫婦で一緒に稼いだものとし、2分して税率を適用し税額を算出し、その合計額を納付税額とするもので、妻の内助の功ともいわれています。現在私の知る範囲では、アメリカでは「夫婦合同申告」、ドイツでは「夫婦合算申告」と表示されています。

フランスではN分N乗方式、これは夫の所得を妻だけでなく家族全員の「人数」で分け、それぞれの税額を算出し、その合計額を納付税額とするものです。但し「人数」は独身1、夫婦2、扶養子女1人につき0.5（3人目のみ）を加算します。この制度は家族係数制度として紹介され、家族の総所得金額を、家族構成により定められた係数によって除した金額に対し税額を算出し、再び係数に乗じて納税額を算出するものです。子供が多いほど税負担が下がりますね。出生率低下に悩む国の人口対策の一つといわれています。

先日ある週刊誌の「グルメ地獄耳」というコラム欄に、いま日本のワインが注目されているとあり、ちなみに日本初の民間ワイン醸造所は1877年に設立された「大日本山梨葡萄酒会社」（メルシャンのルーツ）で、今年が140周年にあたりと記されています。月見には日本酒でもワインでもいいですね。